

# 登園許可証明書

子ども氏名

下記の疾病で令和 年 月 日から療養中のところ現在軽快し、他児への感染のおそれはないと思われるので、令和 年 月 日から登園してよいことを証明します。

## 記

【病名】（○をつけてください）

- ・インフルエンザ
- ・ヘルパンギーナ
- ・RSウイルス
- ・流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）
- ・感染性胃腸炎（嘔吐下痢症）（ノロウイルス・ロタウイルス・アデノウイルスによるもの）
- ・流行性結膜炎（はやり目）
- ・その他（ ）
- ・百日咳
- ・はしか（麻疹）
- ・咽頭結膜熱（プール熱）
- ・マイコプラズマ肺炎（細菌による異型肺炎）
- ・風疹（三日はしか）
- ・水痘（水ぼうそう）

※ その他感染症→出席停止ではございませんが、症状により保育（集団生活）が困難なケースもございますので、医師の診断をお受けいただきますようお願い致します。

「主治医、園医が登園しても差し支えないと認めたとき」

【その他の感染症】

- ・ヘルペス性歯肉口内炎
- ・水いぼ
- ・手足口病
- ・溶連菌感染症
- ・とびひ
- ・突発性発疹
- ・りんご病（伝染性紅斑）

【登園後の注意事項】

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

令和 年 月 日

医療機関

医 師

印

担当医様

「登園許可証」の意義は、集団保育での伝染病の広がりを防ぐ目的だけでなく、病気になった園児が健康を十分取り戻すためにも必要な「取り決め」であることをご理解下さい。

また、乳児保育ではかかりやすい病気の種類や頻度も児童とは違うため、さらなるご配慮をお願い致します。